

医業経営情報

NO. 90 社団医療法人の相続税と出資持分払戻請求の問題を解決する方法

平成19年4月1日以前に設立された出資持分がある社団医療法人（以下、出資持分のある医療法人と書きます。）の出資持分には相続税がかかりますし、社員退社時に出資持分払戻請求を受けることがあります。

医療法人の経営が好調で多額の資産がある場合、相続税額も出資持分払戻請求額もかなり高額になるので、医療法人の経営を圧迫し、医療法人存亡の危機になる場合もあります。

ですから多くの医療法人の理事長が、相続税と出資持分払戻請求の問題で頭を悩ませています。

医療法人制度の歴史

医療法人の相続税と出資持分払戻請求は昭和25年に医療法人制度が創設されて以来ずっと問題になっていました。

厚生労働省も近年やっとなかなか重い腰を上げ、まず平成15年に相続税が課税されない特定医療法人制度を大幅に緩和し、翌年の平成16年には同族要件等が満たされていれば相続税が課税されない出資額限度法人を作りました。

しかし、特定医療法人も出資額限度法人も認可等のハードルが高い上に、医療法人の同族要件が非常に厳しい為、一部の大病院を除きほとんど普及していません。

もともと、相続税や出資持分払戻請求の問題は出資持分があることが原因であるため、出資持分のある出資額限度法人は、根本的な解決策ではなく、なんとも場当たりの制度であり、出資持分のない医療法人制度を作るまでのつなぎ役でしかありません。

そして平成19年になってやっとなかなか出資持分のない基金拋出型医療法人制度ができました。

基金拋出型医療法人とは

基金拋出型医療法人が画期的な点は出資持分がないことです。

出資持分がないので相続税は課税されませんし、社員退社時に出資持分払戻請求という心配も一切ありません。

ただし、医療法人設立時の運転資金を確保するという観点から基金という耳慣れない拋出金が必要となります。

この基金は簡単にいうと無利息の貸付金ですので、医療法人設立後から数年後に返還されます。（何年後に返還されるかは医療法人設立者が決めます。）

基金拋出型医療法人の社員は出資持分のある医療法人と同様に任意に決められます。特定医療法人や出資額限度法人のような同族関係者が3分の1以下というルールはありません。

そのかわり基金拋出型医療法人は、解散時に残余財産がある場合は国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属するというルールがあります。

このことを理由に基金拋出型医療法人は損だと思っている人達がいるようですが、これは大きな間違いです。

病院が解散する理由は、ほぼ100%が債務超過です。債務超過での解散ですから残余財産はありません。後継者がいない病院の場合でも経営が順調なところは他人に譲るのが一般的です。

万が一、資産がある状態で解散することになっても残余財産を残さずに法人を清算する方法はいくらでもあるので、財産が国に取られると考える事はあまりに悲観的であり、被害者妄想的とも言えます。

出資持分のある医療法人の相続税と出資持分払戻請求を解決する方法

出資持分のある医療法人の相続税と出資持分払戻請求という問題を、同族要件等を気にせず一気に解決する方法がひとつだけあります。

それは基金拋出型医療法人に移行することです。

出資持分のある医療法人は経過措置として「当分の間存続できる」ことになっていますので、慌てて基金拋出型医療法人に移行する必要はありませんが、下記のようなケースでは移行した方が有利と思われれます。

移行した方が有利なケース①

今は赤字だが、近い将来に利益が出て黒字になる予定がある場合

移行した方が有利なケース②

経営が順調で出資持分の財産評価額が毎年上がっていくことが予想される場合

移行した方が有利なケース③

出資持分払戻請求を防ぐ為に出資額限度法人への移行を検討している場合

基金拠出型医療法人へ移行する時の課税関係

移行した方が有利なケースについて個別に説明をする前に、出資持分がある医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する場合の課税関係について説明します。移行にともなってどのように課税されるか解らないと有利・不利の判断ができないからです。

出資持分がある医療法人から基金拠出型医療法人に移行する場合、医療法人の出資者は各自が所有している出資持分を放棄します。この為、医療法人側から見ると出資持分を払戻する必要がなくなってその分得した事になりますので、税務上は出資持分払戻相当額を贈与されたものとみなして医療法人に贈与税を課税することになっています。(いわゆる「みなし贈与」です。)

みなし贈与は次の4つの要件を満たせば非課税になります。

- 要件(1) 同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下
- 要件(2) 法人関係者に対する特別の利益供与の禁止
- 要件(3) 残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定
- 要件(4) 法令違反等の事実なし

贈与税が非課税となる4つの要件をクリアするのはかなり難しいので、基金拠出型医療法人に移行する場合、ほとんどの医療法人は贈与税が課税されると思います。

仮に出資金総額2,000万円、1口の出資金評価額10円の出資持分のある医療法人が移行に伴って贈与税を課されるとすると、下記のように9,720万円を納付する事になります。

贈与税の計算

みなし贈与の金額 $2,000\text{万円} \times 10\text{円} = 2\text{億円}$

贈与税額の計算 $(2\text{億円} - \text{基礎控除}110\text{万円}) \times 50\% - 225\text{万円} = 9,720\text{万円}$

移行した方が有利なケースの個別説明

ケース①について

ケース①は明らかに有利です。

現時点は赤字なので非課税となる4つの要件を満たしていなくてもみなし贈与の金額は0円になり、無税で基金拠出型医療法人に移行できます。

その後、幾ら利益が出ても基金拠出型医療法人には相続税や出資持分払戻請求は無縁です。

ケース②について

経営が順調ということは、出資金評価額は必ず1円以上になるので、世襲を続ける限り、相続税を納付する時が必ずきます。

相続税は相続人個人が納付する必要がありますし、被相続人(通常は親)がいつ死亡するか誰もわからないので、相続発生の時期を決めることはできません。

みなし贈与による贈与税は出資者個人が納税しなければならない上に、出資持分払戻請求がある度に贈与税が課税されます。

それならばケース②と同様に基金拠出型医療法人に移行した方が有利と言えます。

移行を検討する際の注意点

世襲を前提として病院を経営している医療法人の場合は、出資持分のある医療法人より基金拠出型医療法人の方が適した法人形態であると言えます。

ただし、譲渡（M&A）を前提として病院を経営している医療法人の場合は別です。

出資持分のある医療法人で病院を譲渡する場合、譲渡代金は出資持分譲渡という形で行うか、旧経営者は社員を退社して出資持分払戻請求をするという方法が一般的でした。

これに対し、基金拠出型医療法人は病院譲渡という前例がまだない上に、譲渡代金の支払い方法が難しくなります。

基金拠出型医療法人は出資金がないので、出資持分を譲渡することはできません。

基金がありますが、これは無利息の貸付金のようなものなので、あまり譲渡には向いていないと思われます。

また、出資金がないので出資持分払戻請求もあり得ません。

つまり、基金拠出型医療法人の場合、譲渡代金は出資持分のある医療法人とは別の方法を考える必要があります。

また、世襲を前提としている医療法人の場合でも次のことに注意する必要があります。

1. 日本の相続税は先進諸国の中でも高いので下げるべきだと議論が長い間されていますので、将来相続税率が下がる可能性があります。
2. 出資持分のある医療法人は「当分の間存続できる」という経過措置がありますが、その経過措置が無くなる可能性があります。その時に移行に伴う非課税の要件が緩和される可能性があります。
3. 現在経営が順調な病院であっても、将来にわたりずっと順調でいる保証はありません。したがって、出資金の評価額が将来は0円になる可能性もあります。

平成22年3月25日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹